

SHINAGAWA CITY

# 品川区景観計画



平成 23 年 1 月

品 川 区



## はじめに

東に東京湾を擁し、西にはるか富士を望む品川区は、江戸時代には東海道第一の宿場町として賑わい、桜や紅葉の名所、江戸前の豊かな海の幸にも恵まれ、庶民の観光名所として親しまれました。御殿山、島津山、池田山などは、大名の下屋敷が設けられ、明治以降は閑静な住宅地として現在に至っています。また多くの歴史的有名人が生誕地でないにもかかわらず品川を墓所に行っていることもたくさんの方に愛された証です。

明治以降は日本の近代工業の中心として発展し、鉄道の整備も進み、関東大震災を契機に、それまでは東京の食を支える野菜の一大供給地であった平塚、荏原地区は飛躍的に宅地化が進み、市街地を形成するようになりました。

近年では工場や倉庫が多く並んでいた天王洲アイルの開発による高層ビル、また大崎では副都心としてオフィスビル群となり、新しい街並みが形成され都市の景観が広がっています。今や品川は、新幹線の発着、羽田空港の国際化、リニア新幹線計画などによって東京の表玄関としての交通拠点としてさらに発展してきているため、今後の品川区にとって魅力的な景観づくりは、より重要な施策となっています。

品川区では平成20年に将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を合い言葉として長期基本構想、21年には長期基本計画を策定しました。

このことを具体的に進める3つの基本理念として

「暮らしが息づく国際都市 品川区をつくる」

「伝統と文化を育み活かす 品川区をつくる」

「区民と区の協働で『私たちのまち』 品川区をつくる」

を掲げました。

品川は日本有数の武蔵小山や戸越銀座など賑わいのある商店街を中心に多くの商店がある生活しやすいまちです。このまちを愛して、親しんでもらうことから、まち自体の魅力が向上し、住み続けたいまちになっていくのだと思います。きれいで賑やかな生活観あふれる多様な顔を持つしながわ。この実現に一步を踏み出す思いをこめて「品川区景観計画」をつくりました。区民の皆さんや事業者の皆さんと協働して、おもてなしの心を大切にした景観まちづくりを進めていきましょう。



平成23年1月 品川区長

濱野 健

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>品川区景観計画の構成</b> .....         | 1  |
| <b>第1章：景観計画の目的と区域等</b> .....    | 3  |
| 1．景観計画の目的 .....                 | 4  |
| 2．景観計画の位置づけ .....               | 4  |
| 3．景観形成のための基本理念 .....            | 5  |
| 4．景観計画の区域 .....                 | 6  |
| <b>第2章：景観特性と課題</b> .....        | 7  |
| 1．歴史と文化の要素からみた特性・課題 .....       | 8  |
| 2．自然の要素からみた特性・課題 .....          | 12 |
| 3．生活の要素からみた特性・課題 .....          | 14 |
| 4．新たなまちづくりの要素からみた特性・課題 .....    | 18 |
| <b>第3章：景観まちづくりの基本方針</b> .....   | 21 |
| 1．景観まちづくりの基本方針の設定 .....         | 22 |
| 2．景観まちづくりの基本方針 .....            | 22 |
| 方針1：歴史あるまちの景観の再生と活用 .....       | 22 |
| 方針2：安らぎを感じる水辺・緑環境の保全と整備 .....   | 24 |
| 方針3：生活に密着した住宅景観の保全と誘導 .....     | 27 |
| 方針4：活力に満ちた賑わいや調和の取れた景観の創出 ..... | 29 |
| 方針5：新しいまちの景観の整備と誘導 .....        | 34 |
| <b>第4章：良好な景観の形成のための基準</b> ..... | 37 |
| 1．景観法を活用した景観形成 .....            | 38 |
| 2．届出制度の運用 .....                 | 44 |
| 3．内陸部市街地における景観形成基準 .....        | 47 |
| (1) 低層住宅市街地 .....               | 48 |
| (2) 住宅等市街地 .....                | 52 |
| (3) 住工共存市街地 .....               | 56 |
| (4) 工業市街地 .....                 | 60 |
| (5) 商業市街地 .....                 | 64 |
| (6) 幹線道路沿道市街地 .....             | 68 |
| 4．臨海部市街地における景観形成基準 .....        | 72 |
| 5．水辺景観形成特別地区における景観形成基準 .....    | 77 |
| 6．重点地区における景観形成基準 .....          | 80 |
| (1) 旧東海道品川宿地区 .....             | 80 |
| 別表1：色彩の基準 .....                 | 88 |

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| <b>第5章：屋外広告物等の表示の制限に関する事項</b> ..... | 91  |
| 1．屋外広告物の表示に関する事項 .....              | 92  |
| 2．屋外広告物法と連携して定める基準 .....            | 93  |
| (1) 水辺景観形成特別地区における基準 .....          | 93  |
| (2) 重点地区【旧東海道品川宿地区】における基準 .....     | 94  |
| <br>                                |     |
| <b>第6章：景観法に基づくその他の方針等</b> .....     | 97  |
| 1．景観重要建造物等の指定方針 .....               | 98  |
| 2．景観重要公共施設 .....                    | 99  |
| <br>                                |     |
| <b>第7章：景観まちづくりの推進</b> .....         | 103 |
| 1．景観まちづくり推進体制 .....                 | 104 |
| 2．景観まちづくりの効果的な推進 .....              | 106 |
| 3．重点地区の追加・拡大 .....                  | 107 |
| <br>                                |     |
| <b>用語解説</b> .....                   | 113 |

